第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計並びにエネルギーの使用量

１．貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

	年度	対前年度比（%）
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量	㋐-1	
貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋐-2	

２．個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

	年度	対前年度比（%）
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計	㋒-1	
個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）	㋒-2	

３．貨物輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋑-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋑-2	

４．旅客輸送によるエネルギーの使用量

	年度	対前年度比（%）
エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）	㋓-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)	㋓-2	

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑'-1）}}{\text{貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋑'-2）}}{\text{貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携省エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2）}}$		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑'-2）」は、㋑-1 又は㋑-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
エネルギー消費原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋓'-1）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋒-1）}}$		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位	$=\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算ｋｌ)（㋓'-2）}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計(連携省エネルギー措置を踏まえたもの)（㋒-2）}}$		

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋓'-2）」は、㋓-1 又は㋓-2 の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

第三種郵便物認可　明治二十三年三月三十一日